

令和6年度

財政援助団体
監査報告書

八代市監査委員

八市監第 4 1 6 号

令和 7 年 3 月 1 9 日

八 代 市 長 中 村 博 生 様

八代市議会議長 村 川 清 則 様

八代市教育長 中 勇 二 様

八代市監査委員 江 崎 眞 通

八代市監査委員 上 原 治

八代市監査委員 北 園 武 広

財政援助団体監査の結果報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

目 次

○公益財団法人八代市学校給食会

1	監査の基準	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の実施内容	1
6	監査の実施場所及び日程	2
7	対象団体の概要	2
8	監査の結果	2
9	意見・要望	3
	参考資料	4

1 監査の基準

この監査は、八代市監査基準（令和2年八代市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査

3 監査の対象

- （1）団体の名称 公益財団法人八代市学校給食会（以下「学校給食会」という。）
- （2）所 管 課 教育政策課

4 監査の着眼点

監査においては、八代市監査基準に従い、補助金等が補助金交付要領で定められた手続、目的等に沿って適正に執行され、経理等も適正に処理されているかなどを主眼とし、次の事項を着眼点として実施した。

（1）団体に関する事項

- ・ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ・ 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- ・ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- ・ 精算報告は適正に行われているか。
- ・ 精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

（2）所管課に関する事項

- ・ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- ・ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・ 補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

5 監査の実施内容

（1）監査の範囲

令和3年度から令和5年度における補助金等に係る出納その他の事務の執行。
なお、必要に応じて他年度の執行分も対象とした。

（2）監査の方法

上記（1）の事務を対象として、監査対象団体及び所管課から提出された事務事業の執行状況の資料及び関係書類について、事務局長等から説明を受け、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による審査を行うとともに、関係職員から聴取・質疑を行った。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 対象団体等の聴取・質疑

八代市役所本庁会議室及び監査委員事務局

(2) 実施日程

令和7年2月3日から令和7年2月20日まで

7 対象団体の概要

令和6年4月1日現在

名 称	公益財団法人八代市学校給食会
設 立 年 月 日	昭和58年4月1日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
所 在 地	熊本県八代市島田町1291-1
役 員 ・ 職 員	会長 中 勇二 理事 7人 評議員 8人 監事 1人 職員 97人（臨時職員を含む）
設 立 の 目 的	学校教育活動の一環として行われる学校給食の適正円滑な運営を図り、もって児童生徒の心身の健全な発達に資することを目的とする。
主 な 事 業	・ 学校給食の調理及び配送に関する事業 ・ 学校給食用物資の調達に関する事業 ・ 学校給食の普及充実に必要な事業 ・ その他法人の目的を達成するため必要な事業
補 助 金	公益財団法人八代市学校給食会運営補助金 令和3年度 278,755,046 円 令和4年度 281,445,343 円 令和5年度 275,062,719 円 補助対象経費：職員（常勤、臨時）の年間実給与支給額（賃金）及び社会保険等の事業主負担金並びに法人運営に係る経費 補助金の額：補助対象経費から補助金以外の収入及び還付金を除いた額（予算の範囲内）

8 監査の結果

学校給食会及び所管課の補助金等交付事務については、本来の目的に沿っておおむね適正に執行されていた。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、口頭で改善の要望を行ったので記述を省略するが、適宜改善を図っていただきたい。

9 意見・要望

学校給食会の補助金申請に係る事務及び補助対象事業に係る会計経理事務について、おおむね適正に処理されていた。今後も適正な事務に努めていただきたい。

所管課にあつては、補助金額を確定するに当たって決算金額の根拠書類の提出を求め、内容の確認を十分に行い、適正な補助金交付事務となるよう指導・監督を行っていただきたい。

学校給食法の規定により、学校給食に係る経費のうち人件費、設備費及び補修費は設置者が負担することになっていることから、八代市では、学校給食会の運営に対し補助を行っている。

学校給食会は、昭和58年4月に、学校教育活動の一環として行われる学校給食の適正円滑な運営を図り、もって児童生徒の心身の健全な発達に資することを目的として設立され、学校給食の提供等を行われている。今後も、衛生面・安全面に注意し、給食事故が発生しないよう、安全・安心な学校給食の提供に努めていただきたい。

また、八代市では、老朽化が進む学校給食施設を再編統合し、より衛生的で効率的な学校給食施設を整備するため、令和5年3月に策定された「八代市学校給食施設基本計画」に基づき、(仮称)新南部学校給食センターの整備を進めているところである。

このことから、補助金の大部分を占める人件費に影響が出ることが考えられるため、学校給食会と教育委員会の間で密に連携を取り、必要な対応を進めていただきたい。

参考資料

【補助対象経費に係る収支決算】

(単位:円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 入	市 補 助 金	278,755,046	281,445,343	275,062,719
	県 補 助 金	100,000	162,500	162,500
	利 息 収 入	831	880	922
	消 費 税 還 付 金	1,578,935	1,127,627	1,536,349
	合 計	280,434,812	282,736,350	276,762,490
支 出	人 件 費	268,928,177 100人分	270,735,108 100人分	264,126,793 100人分
	法人運営に係る 必 要 経 費 等	11,506,635	12,001,242	12,635,697
	合 計	280,434,812	282,736,350	276,762,490